

第197回国会 日本維新の会提出議員立法一覧（64法案）

※平成30年11月15日提出

| | 法案名 (簡略名) | 概要 |
|----|---|--|
| 1 | 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案 (公文書管理法改正案) | ① 公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を防止するためロックチェーン技術の活用を図る。 ② 行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念を廃止する。→国立公文書館等又は行政機関において永久保存。 ③ 国会議員等からの個別的・具体的な要求についての文書の作成を義務付ける。 ④ 行政文書等の管理を一元的に行うための仕組み及び体制の検討を行う。 |
| 2 | 柔道整復師法の一部を改正する法律案 (柔道整復師によるレントゲン撮影に関する法律案) | 柔道整復師が、脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合において、その患部に、一定の条件の下に、撮影のためのエックス線の照射をすることを業として行うことができるようとする。 |
| 3 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案 (政治資金使途制限法案) | 政治資金を個人的支出に使用することを禁止し、これに該当するかを調査する第三者機関を設置する。 |
| 4 | 租税特別措置法の一部を改正する法律案 (寄付金控除等を通じた国会議員等の利益享受禁止法案) | 政治家からの政治団体等への寄付につき、税制上の利益を享受できないようにする。 |
| 5 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (文通費使途公開・日割支給法案) | 国会議員の文書通信交通滞在費の使途を議長に報告し、議長は報告により使途を公開する。 |
| 6 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (議員歳費・手当の返納を可能とする法案) | 国会議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することを可能にする。 |
| 7 | 国家公務員の人事費の総額の削減の推進に関する法律案 (国家公務員総人件費2割削減法案) | 人員削減（出先機関等）と給与削減（人事院勧告方式の見直し等）により、国家公務員の総人件費を2割削減する。 |
| 8 | 教育無償化等制度改革の推進に関する法律案 (教育無償化法案) | 義務教育のほか、幼児教育、高校・大学等の教育についても無償化する。 |
| 9 | 国会法の一部を改正する法律案 (国会での自由討議復活法案) | 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも3週間に1回その会議を開くことを要することとする。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでないこととする。 |
| 10 | 政策金融改革の着実な達成を図るために株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案 (商工中金・政投銀完全民営化推進法案) | ① 株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法は、この法律の公布の日から1年経過後の最初の4月1日に、廃止すること。 ② 政府は、その保有する両株式会社の株式について、市場の動向を踏まえつつ、両法律廃止から3年内を目途として、その全部を処分すること。 ※ 危機対応業務については、その実施を担う金融機関の確保等について、政府に法制上・財政上の措置等を義務付け |
| 11 | 独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案 (UR完全民営化推進法案) | URの完全民営化について、基本理念及び手順を法律に明記し、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることを政府に対し義務付ける。 |
| 12 | 農地法の一部を改正する法律案 (株式会社等の農地所有解禁法案) | 株式会社等の農地所有の支障となる規制を全て撤廃し、全ての法人に農地の所有を解禁する。 |
| 13 | 労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案 (解雇ルール明確化法案) | 労働契約の終了に関するルールの明確化を図るとともに、金銭解決制度の導入をはじめとする労働契約の終了に関する紛争解決制度の活用等について必要な施策を講ずる。 |

| | 法案名 (簡略名) | 概要 |
|----|--|--|
| 14 | 地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案 (介護規制の地方分権化法案) | 高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。 ①施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ②施設及び事業に係る介護保険・障害者支援給付・児童福祉法上の給付の適用対象としての基準 |
| 15 | 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案 (「身を切る改革」による復興財源捻出法案) | 大規模災害からの復興のための国の財源については、国の資産、剩余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費等の削減、国家公務員の人員費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらないものとする旨を法律に明記する。 |
| 16 | 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 (保育所設置基準の分権化法案) | 1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。 ①施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ②子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準 2 児童福祉法の一部を改正する法律案 都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポーター）の制度を設ける。 |
| 17 | 児童福祉法の一部を改正する法律案 (保育士資格の多様化を図る法案) | 1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。 ①施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ②子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準 2 児童福祉法の一部を改正する法律案 都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポーター）の制度を設ける。 |
| 18 | 国家公務員法の一部を改正する法律案 (国家公務員法改正案) | ① 現行法にある年功序列人事を排除する趣旨の規定において、その趣旨をより明確化する。 ② 人事評価において相対評価を徹底することを法律上明記する。 ③ 管理職職員の独立行政法人（行政執行法人を除く）、特殊法人等への再就職については、一定の要件の下、再就職そのものを禁止する（再就職等監視委員会の個別承認により解除可能）。 |
| 19 | 地方自治法の一部を改正する法律案 (幹部地方公務員政治任用法案) | ①地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準する当該地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することができるものとする。 ②①の議会の同意を得て選任された地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等については、副知事及び副市长町村長と同様に、任期を4年とし（任期中の解職も可能）、兼職等を禁止するものとする。 |
| 20 | 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案 (歳入庁設置による業務効率化等推進法案) | ① 内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。 ② 岁入庁は、平成31年度中に置かれるものとすること。 ③ 内国税の賦課及び徴収、労働保険料の徴収、年金保険料等の徴収等に関する業務については、歳入庁において一元的に行うものとすること。 |
| 21 | 道州制への移行のための改革基本法案 (道州制導入等の統治機構抜本改革法案) | 「我が國のかたち」（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統治の構造）を新たなものに転換することが既緊の課題となっている。 →「道州制への移行のための改革」（地方自治の仕組みを道州と市町村との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革）を総合的に推進する必要がある。 |

| | 法案名 (簡略名) | 概要 |
|----|---|---|
| 22 | 消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案 (消費税増税凍結法案) | ① 政府は、消費税の税率の10%への引上げの期日を「別に法律で定める日」とするために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。 ② 消費税の税率の引上げに当たっては、歳出の削減を図るために必要な措置を講ずること。 ③ ①の「別に法律で定める日」については、経済状況、歳出の削減の成果等を総合的に勘案して検討するものとし、その結果に基づいて定められるものとすること。 ④ 政府は、消費税の軽減税率制度を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。 |
| 23 | 医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案 (医療・介護・保育における法人制度改革法案) | I 国は、次の施策その他の医療、介護及び保育に係る事業を経営し、又は経営しようとする法人について社会経済情勢の変化に対応した適切な経営形態を選択することができるようにするための施策を講ずるものとする。 1 医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る次の事項に関する施策 ① 持分あり社団医療法人の株式会社化 ② 持分なし医療法人・社会福祉法人の分社化 ③ 持分なし医療法人・社会福祉法人の解散の円滑化 2 医療、介護及び保育に係る事業への株式会社の参入を阻害する障壁の除去に関する施策(法律上の直接の障壁については、医療法等の一部を改正する法律案により措置) II 国は、医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る財政援助の制度、税制等の見直しその他の同種の医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人間における経営条件の公平性を確保するための施策を講ずるものとする。 |
| 24 | 医療法等の一部を改正する法律案 (医療・介護における株式会社の参入に係る障壁除去法案) | 会社等による病院・診療所・助産所・介護老人保健施設の開設及び養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置に関する法律上の障壁規定を削除する。(医療法・老人福祉法・介護保険法の改正) |
| 25 | 世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(公的年金の積立方式移行法案) | 1 公的年金制度の改革の基本理念 ① 被保険者が平均寿命に達した時点において、その負担と受益がおおむね均衡する仕組み ② 保険料等の負担に関する各世代の理解・国民の就労形態の多様化等への適応が必要→一元的で、かつ、簡素で透明性の高い仕組み 2 公的年金制度の改革の基本方針 ◎賦課方式から積立方式への移行→2年以内を目途に措置 ① 被保険者が支払った保険料及びその運用収入をその者に係る公的年金給付を行うための積立金とする。 ② 世代別年金被保険者集団(一定の期間ごとにその期間内に出生した者で構成される公的年金制度の被保険者の集団)ごとに、支払われる保険料及びその運用収入の総額と公的年金給付の総額とを均衡させる。 ③ 全ての国民が加入する単一の制度 ④ 保険料は、被保険者の所得を基礎とする額に、就労形態等を問わず、世代別年金被保険者集団ごとに一律に定められる保険料率を乗じて得た額とする。 ⑤ 保険料は、事業主に負担させない(旧制度の事業主負担分を賃金引上げ)。 ⑥ 積立金の運用は、安全で、かつ、物価の変動に対応できる複数の方法の中から被保険者が選択した方法により行う。 ⑦ 低所得者については、給付付き税額控除の導入までの間に限り、保険料の減免の措置等を講ずる。 |
| 26 | 災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案 (災害復旧復興地方主導法案) | 被災地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対して復旧復興に必要な措置の実施を要請することができることとし、当該国の行政機関の長又は都道府県知事は、下記の事項を、遅滞なく、当該被災地方公共団体の長に通知しなければならないこととする。 ① 当該要請に基づき復旧復興に関し必要な措置を実施するときは、その旨 ② 当該要請に係る措置を実施しないときは、その旨及びその理由 |
| 27 | 地方教育行政改革の推進に関する法律案 (地方教育行政改革推進法案) | 次の項目について、検討・必要な法整備等を政府に義務付ける(3年の集中改革期間を設定)。 (1) 教育行政における国・地方の役割分担 (2) 教育委員会・指導主事の要否、校長の職務権限の強化等につき、地方公共団体の選択に委ねる制度 |
| 28 | 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案 (安全保障上重要な土地取引の規制法案) | その取引等が国家安全保障上支障となるおそれがある重要な土地について、その取引等に対し必要最小限の規制を行うことにより、我が国の平和・安全を確保することとする。 |

| | 法案名 (簡略名) | 概要 |
|----|---|--|
| 29 | 森林法の一部を改正する法律案 (水源の保全等に係る森林の土地取引の規制法案) | 1 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする場合には、当事者は、当該所有権の移転に係る契約を締結する日の農林水産省令で定める日数前までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。 ※ 所有権の取得を目的とする権利行使しようとする場合も、同様とする。 2 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の所有権の変動があった場合には、当事者は、農林水産省令で定める日までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。 3 1又は2に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処すること。 |
| 30 | 領域等の警備に関する法律案 (国境警備法案) | 警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようになるため必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、国民の安全を確保することとする。 |
| 31 | 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案 (原発再稼働責任法案②) | 1 原子力発電所の所在する地域ごとに設置されている地域原子力防災協議会は、原子力災害に関する地域防災計画（避難計画を含む。以下「地域防災計画」という。）の作成支援という重要な役割を担っているが、その組織については、防災基本計画に記載があるのみであり、法律上の位置付けが不明確である。 2 地域防災計画の作成については、原子力災害の特殊性も踏まえ、原子力の専門家である原子力規制委員会の関与が必要である。 |
| 32 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案 (産業廃棄物処理施設の設置許可に対する近隣都道府県知事の関与法案) | 産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合に該当すると認められるときにおいて、設置の許可をしようとする場合は、あらかじめ、当該他の都道府県の知事に協議しなければならないこと。 |
| 33 | 地方自治法の一部を改正する法律案 (政務活動費使途公開法案) | ①議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 ②政務活動費を交付することとする場合においては、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。 |
| 34 | 労働基準法の一部を改正する法律案 (管理職・秘書の深夜割増賃金停止法案) | 監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者について、深夜の割増賃金の規定（※）を適用しないこととする。 ※労働者に深夜労働（原則として午後10時から午前5時まで）をさせた場合には、使用者は2割5分以上の割増賃金を支払わなければならないとする規定 |
| 35 | 公職選挙法の一部を改正する法律案 (選挙に関する人気投票公表解禁法案) | 人気投票の経過・結果の公表を解禁するものとする。 |
| 36 | 公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案 (選挙運動用ポスターデジタル化法案) | 1 政府は、選挙運動の効率化等を図るために、情報通信技術を利用することにより、選挙運動用ポスターの記載情報が公衆の見やすい場所に設置される通信末端機器の映像面等に表示されることをもって、ポスター掲示場等における選挙運動用ポスターの掲示に代えることとするかどうかの判断に資するよう、このために講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後1年以内に、費用に対する効果の程度の観点を踏まえつつ検討を加え、その結果を公表しなければならないものとする。 2 1の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるときは、所要の法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。 |
| 37 | 労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案 (労働基準監督署等の業務民間委託・職員配置適正化法案) | ①地方労働基準部局の業務のうち公権力の行使に当たるもの以外のものを原則として民間事業者に委託して実施するため、必要な措置を講ずる。 ②地方労働基準部局の職員を労働基準監督行政に重点配置するとともに、労働基準監督官が臨検・強制捜査等の業務に専ら従事するよう、職員の適正配置について必要な措置を講ずる。 |
| 38 | 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案 (個人情報保護法改正案) | 地方公共団体は、地方公共団体等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要な措置を講ずるため条例を定めるに当たっては、個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として定めるものとする。 |

| | 法案名 (簡略名) | 概要 |
|----|--|--|
| 39 | 公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案 (高等学校、大学等における期日前投票促進法案) | 政府は、公職の選挙に關し、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 |
| 40 | 財政法の一部を改正する法律案 (文教・科学振興費の財源のための国債発行を可能にする法案) | 文教・科学振興費の財源については、特別の法律によることなく、国会の議決を経た金額の範囲内で、国債を発行することができるようとする。 |
| 41 | 健康保険法の一部を改正する法律案 (健康保険の診療報酬決定方式改善法案) | 厚生労働大臣は、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には隨時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとする。 |
| 42 | 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (後期高齢者医療制度の診療報酬決定方式改善法案) | 厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には隨時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとする。 |
| 43 | 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案 (民泊に関する規制改革法案) | 国家戦略特別区域法における「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の要件のうち、「一定期間以上」を削除する。 |
| 44 | 保育士給与の官民格差の是正に関する法律案 (保育士給与官民格差是正法案) | 1 保育所の保育士の給与の水準の把握 ① 公立保育所の設置者は、公立保育所の保育士の給与の水準に関し必要な事項を厚生労働大臣に報告するとともに、公表するものとする。 ② 国は、民間保育所の保育士の給与の水準を把握するための措置を講ずるものとする。 2 民間保育所の保育士の給与の水準の引上げ等 ① 国は、民間保育所の保育士の給与水準の引上げを図るため、子ども・子育て支援法上の施設型給付費の算定に係る基準の見直しその他の措置を講ずるものとする。 ② 公立保育所の設置者は、その設置する公立保育所の保育士の給与が真にその職務と責任に応じたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。 |
| 45 | 特定土砂等の管理に関する法律案 (特定土砂等管理【トレーサビリティ】法案) | 建設残土の不適切な管理による災害の防止・生活環境の保全に資するため、大規模工事から発生した土砂等の管理に関する制度（管理票の交付・送付及び最終管理票の送付による当該土砂等の行方を追跡・把握することを可能にする制度）を創設し、当該土砂等が最終的に処分されるまでの間、大規模工事の発注者が当該土砂等の状況を把握することができるようとする。 |
| 46 | 土地の掘削等の規制に関する法律案 (土地の掘削等・土砂等の堆積規制法案) | 1 土地の掘削等を行う者は、政令で定める技術的基準に従い、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を発生原因として生ずる被害を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 都道府県知事は、1の規定に違反して土地の掘削等が行われた場合において、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を防止するために必要があると認めるときは、当該土地の掘削等を行った者に対し、当該土地の掘削等の中止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 2の命令の違反に対し罰則を科する。 |
| 47 | 土砂等の置場の確保に関する法律案 (土砂等置場確保法案) | 1 都道府県は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、単独で又は共同して、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等（土、砂利、碎石等）の置場を確保するよう努めるものとする。 2 国は、1の施策を実施する都道府県に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない |

| | 法案名 (簡略名) | 概要 |
|----|---|---|
| 48 | 生活保護法の一部を改正する法律案 (生活保護法の改正案) | <p>1 被保護者は、ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業（金銭給付に係る金銭を用いてその客となることが著しく不適切ではないものとして厚生労働省令で定める営業を除く。）の客となってはならないこととする。</p> <p>2 被保護者は、勝馬投票券購入禁止規定等(※)を遵守することを規定する。 ※「勝馬投票券購入禁止規定等」：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競馬法上の勝馬投票券・自転車競技法上の車券・小型自動車競走法上の勝車投票券・モーターポート競走法上の舟券の購入禁止に関する規定 ② 当せん金付証票法上の当せん金付証票・スポーツ振興投票の実施等に関する法律上のスポーツ振興投票券の購入禁止に関する規定 |
| 49 | 当せん金付証票法の一部を改正する法律案 (当せん金付証票法の改正案) | 生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこととする。 |
| 50 | 競馬法の一部を改正する法律案 (競馬法の改正案) | 生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととする。 |
| 51 | 自転車競技法の一部を改正する法律案 (自転車競技法の改正案) | 生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととする。 |
| 52 | 小型自動車競走法の一部を改正する法律案 (小型自動車競走法の改正案) | 生活保護法上の被保護者は、勝車投票券を購入してはならないこととする。 |
| 53 | モーターポート競走法の一部を改正する法律案 (モーターポート競走法の改正案) | 生活保護法上の被保護者は、舟券を購入してはならないこととする。 |
| 54 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案 (スポーツ振興投票実施法の改正案) | 生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととする。 |
| 55 | マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (危険有害マンションの建替え促進法案) | 政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。 |
| 56 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案 (離婚後の養育費支払確保法案) | <p>① 国及び地方公共団体は、児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとすること。</p> <p>② 政府は、親の離婚後における児童が心身ともに健やかに育成されるよう、この法律の施行後1年以内に、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき当該児童の養育に必要な費用を支払わない場合にこれを徴収する制度その他の親の離婚後における児童についての扶養義務の履行の確保のための制度の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。</p> |
| 57 | 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案 (国民監査請求・国民訴訟法案) | 地方公共団体については、その財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的として住民監査請求・住民訴訟制度が設けられているのに対し、国については設けられていない。 → 国についても住民監査請求・住民訴訟制度類似の制度を設ける必要がある。 |
| 58 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (防衛省職員給与法改正案【防衛出動基本手当の支給に係る者慮事項の追加】) | 防衛出動に係る事態の特性を考慮して防衛出動基本手当を支給するものとする。 |
| 59 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (防衛省職員給与法改正案【自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討】) | 政府は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 |

| | 法案名 (簡略名) | 概要 |
|----|--|--|
| 60 | 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案 (海外通信・放送・郵便事業支援機構法改正案) | 1 機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成32年3月31日までとする。 2 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限を、平成32年3月31日まででなければならないこととする。 |
| 61 | まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案 (まち・ひと・しごと創生法廃止法案) | まち・ひと・しごと創生法を廃止する。 |
| 62 | 社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案 (徹底的な規制改革の推進に関する法律案) | 政府は、我が国経済の成長の促進に資するため、施行後3年以内に、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した 規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。この場合において、規制は原則として撤廃するものとし、撤廃しないこととする規制については、その理由を国会に報告するものとする。 |
| 63 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (PFI法改正案) | 機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成32年3月31日までとする。 |
| 64 | 都市計画法の一部を改正する法律案 (都市計画法改正案) | 都市計画事業が長期間施行されることなく経過しているケースがあることから、都市計画等の定期的見直し、不服申し立て、経済上の不利益に対応するための措置等を講ずる。 |

公文書管理法改正案

<立法の背景・趣旨>

現状では、行政文書の管理におけるペーパーレス化が不十分であり、また、将来重要となるかもしれない行政文書が保存期間満了後に国立公文書館等に移管されず廃棄されてしまう可能性があるなど、行政文書の作成、保存等の管理が適正に行われているとはいえない。さらに、行政文書等の管理が一元的に行われておらず、非効率なシステムとなっている。

→ 公文書等の管理の適正化を図るため、次のような方向で改正を行う必要がある。

- ① 公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を防止するためブロックチェーン技術の活用を図る。
- ② 行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念を廃止する。
→ 国立公文書館等又は行政機関において永久保存。
- ③ 国会議員等からの個別的・具体的な要求についての文書の作成を義務付ける。
※ 独立行政法人等についても同様とする。
- ④ 行政文書等の管理を一元的に行うための仕組み及び体制の検討等を行う。

現 行

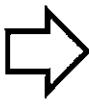
改 正 法

①公文書等の管理において、ペーパーレス化が十分でない。



①公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を防止するためブロックチェーン技術の活用を図る。

②将来歴史資料として重要となるかもしれない行政文書ファイル等が、保存期間の満了後に廃棄され、事後にその重要性が認識されても取り戻しがつかなくなる可能性がある。



②行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念を廃止する。
※歴史公文書等は国立公文書館等に移管し、それ以外は行政機関において永久保存する。
※国立公文書館等への移管の際組織的に共用されている写しは、政令で定めるところにより管理する。

③国会議員等からの個別の事案に係る要求についての記録が作成されないことがある。



③国会議員等からの個別的・具体的な要求についての文書の作成を義務付ける。

④行政文書等の管理が一元的に行われておらず、非効率なシステムとなっている。



④行政文書等の管理を一元的に行うための仕組み及び体制の検討等を行う。

柔道整復師によるレントゲン撮影に関する法律案

【柔道整復師法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

柔道整復師は、医師の同意がなくとも脱臼又は骨折の患部に応急手当をすることが認められているが、その際に、レントゲン撮影が認められていない。
→ レントゲン撮影により、脱臼又は骨折の患部の状態を確認できるようにする必要がある。

柔道整復師に、施術所において脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合におけるその患部の状態の確認のためのレントゲン撮影を認める。



- ① 撮影部位及び使用装置は、放射線障害のおそれがないものに限定
- ② エックス線の照射の記録の作成・保存義務
- ③ 医師との連携の確保
 - イ 脱臼又は骨折が疑われる者に、医師の診療を求めさせなければならないこと・診療する医師への画像の提供
 - ロ 連携医師を定めておく義務

＜必要な知識・技能の修得＞

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 新たに資格を取得する者 | 学校・養成施設の科目にレントゲン撮影に関する科目を追加（試験科目にも反映） |
| 既に資格を取得している者 | レントゲン撮影に関する講習の受講、修了試験の合格が必要 |

※罰則

- ②に違反した者に対する所要の罰則を設ける

政治資金使途制限法案

【政治資金規正法の改正】

立法の背景・趣旨

政治家の資金管理団体が家族旅行のホテル代等に政治資金を支出したと疑われる事例がある。

→ 「個人的支出」を禁止するとともに、調査のための第三者機関の設置について検討し、措置を講ずる必要がある。

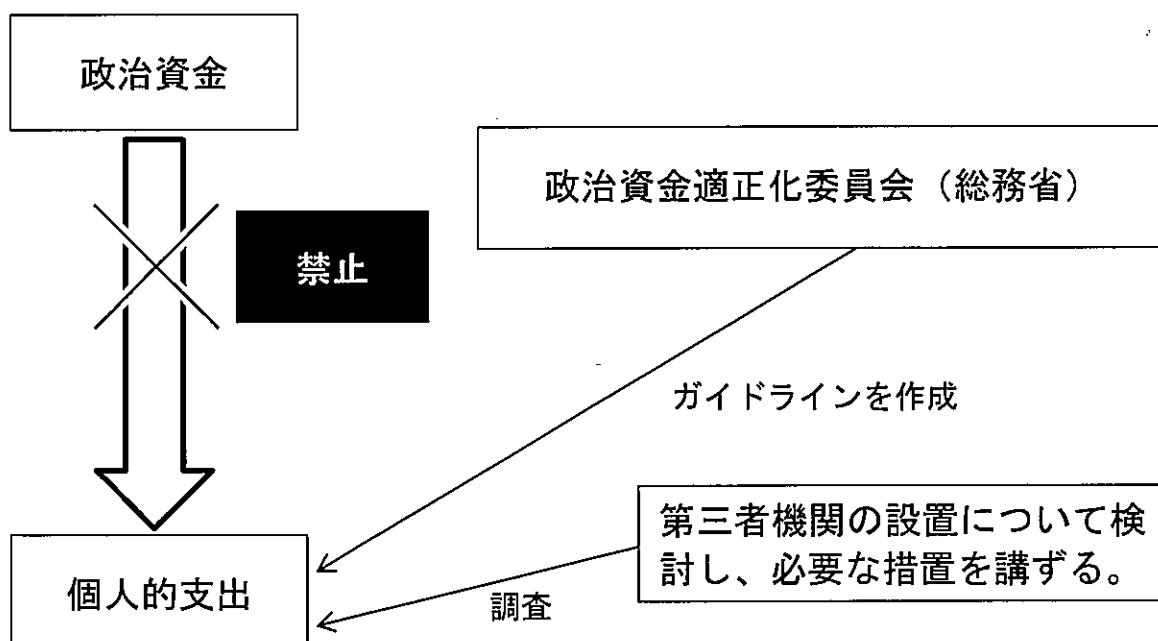
1 政治資金の「個人的支出」の禁止

(1) 「個人的支出」に当たるものは、政治資金から支出してはならないものとする。

(2) 政治資金適正化委員会は、「個人的支出」についての具体的なガイドラインを作成するものとする。

2 第三者機関の設置

「個人的支出」に該当すると疑われる支出について調査するための第三者機関の設置について検討し、必要な措置を講ずるものとする。



次の（ア）（イ）のいずれにも該当しない支出

- （ア）政治団体の目的に関連する支出
- （イ）政治活動や公職関連活動に関連する支出

寄附金控除等を通じた国會議員等の利益享受禁止法案

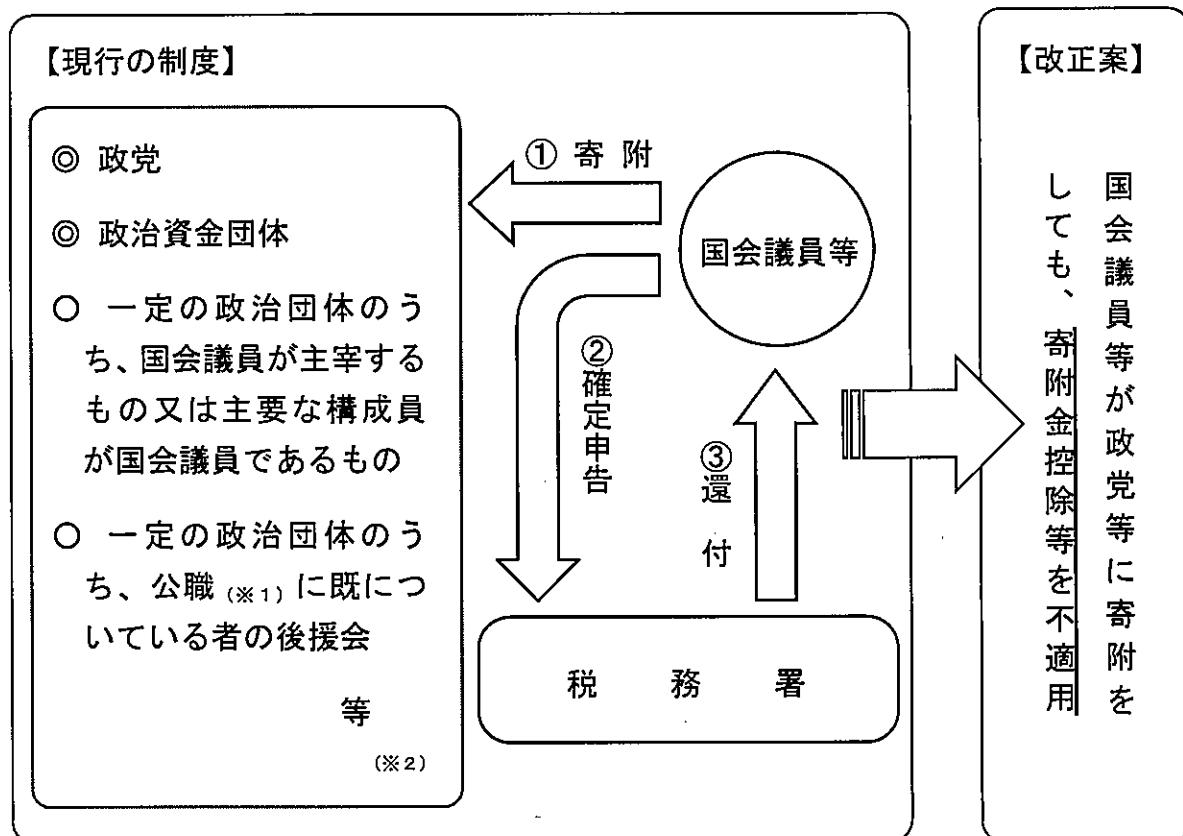
【租税特別措置法の改正】

<立法の背景>

現行の制度では、政治家が関係の政治団体に寄附した支出金を最終的に自らの政治資金に充てるときであっても、税制上の利益を享受することが可能となっている。

国會議員等^(※)が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の規定を適用しないこととする。

(※) 衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者



(※1) 衆議院議員、参議院議員、都道府県議会議員、都道府県知事又は政令指定都市の議会の議員若しくはその市長

(※2) ◎は、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の対象
○は、寄附金控除の特例の対象

文書費使途公開・日割支給法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

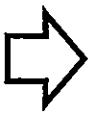
＜立法の背景＞

- ①現行の制度では、国会議員に支給される文書通信交通滞在費について、その使途の報告や公開が義務付けられていない。
- ②現行の制度では、文書通信交通滞在費は、月割りで支給されており、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が発生した場合であっても、その月分の文書通信交通滞在費が全額支給されている。

- ①国会議員は文書通信交通滞在費の使途を議長に報告しなければならないこととともに、議長は報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこととする。
 - ②文書通信交通滞在費について、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が発生した場合には、日割計算により支給することとする。

現 行

文書通信交通滞在費の使途を報告・公開することを義務付ける規定がない。



改 正 法

- ・国会議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告しなければならない。
 - ・議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならない。

文書通信交通滞在費は、月割りで支給されている。



文書通信交通滞在費について、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が発生した場合には、日割計算により支給する。

※文書通信交通滞在費…公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため支給される手当（国会法第38条及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条第1項）

議員歳費・手当の返納を可能とする法案

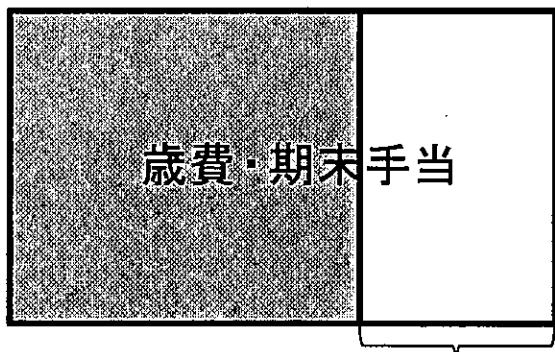
【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

＜立法の背景＞

現行の制度では、国会議員の歳費や期末手当を国庫に返納することは公職選挙法の寄附禁止の規定に抵触するため、国会議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することができない。

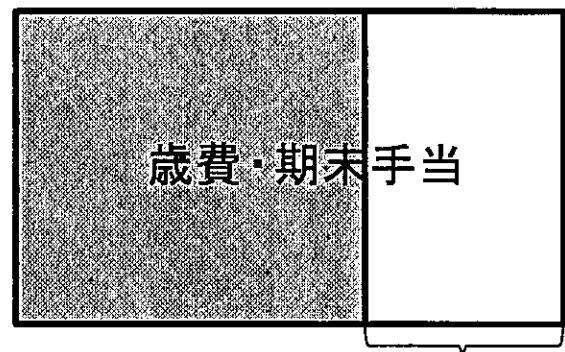
当分の間、国会議員が歳費及び期末手当を国庫に返納する場合については、公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととする。

現 行



国庫に返納することができない
(公職選挙法に抵触)

改 正 法



国庫に返納することができる
(公職選挙法の適用除外)

国家公務員総人件費2割削減法案

【国家公務員の総人件費の削減の推進に関する法律案〔新規立法〕】

立法の背景・趣旨

我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠である。

→ 国家公務員の総人件費を削減する必要がある。

目的

国家公務員の総人件費を削減するために必要となる施策について、国の責務、基本方針等を定めることにより、これを総合的に推進する

国の責務

国は、国家公務員の総人件費を削減するための施策を推進する責務を有する

国家公務員の総人件費の削減の基本方針

国家公務員の総人件費は、次に掲げるところにより、施行後5年度以内に平成26年度当初比で2割以上削減するものとする。

(1) 人員削減

- ① 国の出先機関（地方支分部局）の統合・廃止・合理化により、施行後3年度以内に2万人以上を、施行後5年度以内に3.5万人以上を、純減させるものとすること
- ② その他の方法により、施行後5年度以内に、更に2万人以上を、純減させるものとすること

(2) 給与等の削減

- ① ②に先行して、国家公務員の給与等を平均して平成26年度当初比で10%以上削減するものとすること
- ② 人事院勧告方式の見直し（常時使用する従業員の数が1人以上の民間の事業者の賃金実態に基づき、国の財政状況を踏まえるようにする）を行い、国家公務員の給与等に反映させるものとすること

実施計画

政府は、基本方針に即して、行政機関の職員の総人件費の削減の実施のための計画を策定しなければならない

法制上の措置等

政府は、基本方針及び実施計画に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない

総人件費削減推進本部

行政機関の職員の総人件費の削減を総合的・集中的に推進するため、内閣に、総人件費削減推進本部を置く

教育無償化法案

【教育無償化等制度改革の推進に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

我が国の公教育等として体系的・組織的に行われる教育については、

- ① 経済的状況にかかわらず、均等な機会が確保されるべき
- ② 社会の発展の基盤であり、その費用を原則として社会全体で負担するべき
→ 「無償化」の措置を講ずる必要がある。

次の改革のための措置を政府に義務付ける（法制上の措置は3年以内を目指す）。

- ① 義務教育のほか、幼児教育、高校・大学等の教育についても、学生、保護者等の経済状況にかかわらず、授業料を負担させないものとする。
※ 授業料が一定額を超える私立学校については、支援額の上限等を設ける。
- ② 授業料以外についても、学生、保護者等の負担ができる限り軽減するものとする。

現 行

| | |
|----------|------------------|
| 幼児教育 | 所得に応じ負担軽減 |
| 私立の小・中学校 | 自己負担 |
| 高校等 | 所得に応じ負担軽減（就学支援金） |
| 大学等 | 自己負担 |

改 正 法

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 幼児教育 | 原則負担なし (一部私立には支援額の上限等) |
| 私立の小・中学校 | 原則負担なし (一部に支援額の上限等) |
| 高校・大学等 | 国公立：負担なし 私立：原則負担なし (一部に支援額の上限等) |

※ 幼児教育 … 幼稚園・こども園における教育のほか、保育所における保育を含む。

※ 上記のほか、専修学校等の課程については、我が国の公教育と同様に体系的・組織的に行われるものであれば対象とする。

国会での自由討議復活法案

【国会法の改正】

<立法の背景・趣旨>

自由討議の制度は、昭和30年に廃止されている。

→ 国会の活性化のため、自由討議の制度を復活させる必要がある。

各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも3週間に1回その会議を開くことを要することとする。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでないこととする。

現 行

自由討議について定める規定がない。

改 正 法

各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも3週間に1回その会議を開くことを要する。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでない。

商工中金・政投銀完全民営化推進法案

【政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

政策金融改革が当初の計画どおりに進行していない状況。

→ 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の完全民営化を早期に実現し、必要な政策金融改革の着実な達成を図る。

- ① 株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法は、この法律の公布の日から1年経過後の最初の4月1日に、廃止すること。
 - ② 政府は、その保有する両株式会社の株式について、市場の動向を踏まえつつ、両法律廃止から3年以内を目途として、その全部を処分するものとすること。
- ※ 危機対応業務については、その実施を担う金融機関の確保等について、政府に法制上・財政上の措置等を義務付け

公布日から1年経過後の
最初の4月1日

株式会社商工組合中央金庫法

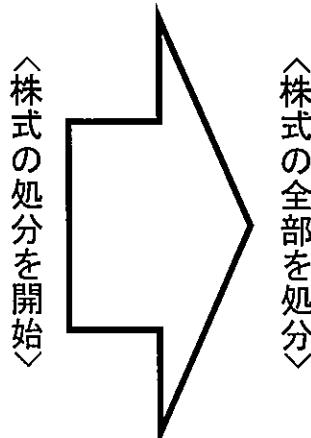
株式会社日本政策投資銀行法

〈 廃 止 〉

両法律廃止から
3年以内目途

株式会社商工組合中央金庫

〈完全民営化〉



UR完全民営化推進法案

【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の独立行政法人都市再生機構（UR）については、中堅勤労者向けの住宅供給、大都市への人口流入による需要圧力の緩和策としての住宅供給等という当初の政策目的が終了しており、民間と同様の家賃水準で経営していることが民業圧迫との批判を招いている。一方で、引き続き都市開発事業の中核を担うことが期待されている。

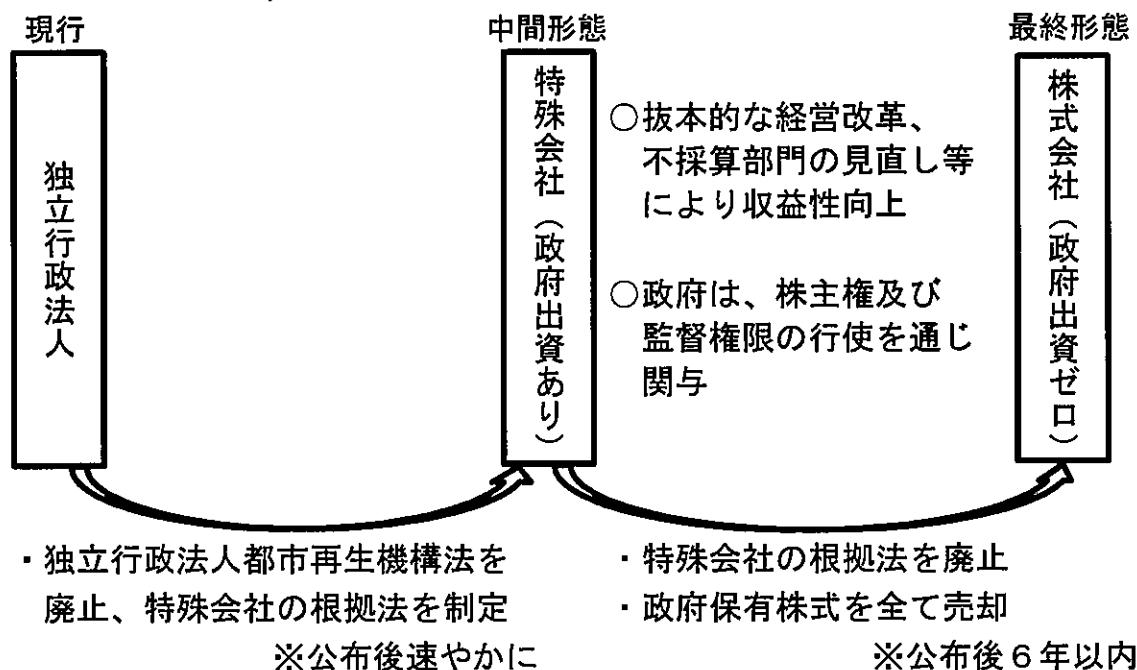
→ 健全な経営が可能となる形でURを完全民営化する必要がある。

URの完全民営化について、基本理念及び手順を法律に明記し、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることを政府に対し義務付ける。

基本理念

- ・URのガバナンスを向上させることと収益性の向上により経営基盤が安定するようすることを旨とすること。
- ・公正な競争の確保に配慮して行われること。
- ・現居住者に適切に配慮して行われること。

完全民営化までの手順



株式会社等の農地所有解禁法案

【農地法の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、農地所有適格法人以外の法人は、農地の所有権を取得できず、農地を借入れるにも特別の要件を満たす必要がある。

→ 農業分野への新規参入の障壁となっている農地所有に係る既得権益を打破することにより、農業の成長産業化を図り、将来的に良質で安価な農作物の供給等消費者の利益に資する農業を実現する。

株式会社等の農地所有の支障となる規制を全て撤廃し、全ての法人に農地の所有を解禁する。

現 行

改 正 法

農地所有適格法人以外の法人の農地所有は不可

※農地所有適格法人

- ・ 法人形態： 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
- ・ 事業内容： 主たる事業が農業であること。
- ・ 議決権： 農業関係者が総議決権の過半を占めること。
- ・ 役員： ① 役員の過半が農業の常時従事する構成員であること。
② 役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に従事すること。

法人の農地の借入れにおける制限あり

※以下の要件を満たさなければ借入れできず。

- 貸借契約に解除条件（農地を適切に利用しない場合に契約を解除）が付されていること。
- 他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。

関係規定を全て削除

解雇ルール明確化法案

【労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

解雇に関するルールが不明確であること等が、解雇をめぐる紛争の発生やその解決の長期化の要因となっているだけではなく、対内直接投資等の阻害要因となっているといわれている。また、正社員の解雇が困難であるため、成長産業への労働移動が停滞しているといわれている。

→ 労働契約の終了の円滑化に関する施策を重点的に推進する必要がある。

労働契約の終了に関するルールの明確化を図るとともに、金銭解決制度の導入をはじめとする労働契約の終了に関する紛争解決制度の活用等について必要な施策を講ずる。

基本理念

- ・解雇その他の労働契約の終了に関する紛争の未然防止を図るとともに、その適切かつ迅速な解決を図る。
- ・対内直接投資等の増大等による雇用機会の拡大及び成長産業への労働移動の促進に寄与する。

講すべき施策

①労働契約の終了の在り方に関する指針の策定等

国は、解雇等に係る判決、和解、労働審判、都道府県労働局等によるあっせん等の事例及び合意解約の事例の収集、整理及び分析を行うことにより、労働契約の終了の在り方に関する指針を策定し、並びにこれを公表する等必要な施策を講ずる。

②解雇が無効とされた場合における金銭解決制度の導入

国は、解雇が無効とされた場合において事業主からの金銭の支払を条件として労働契約を終了させる制度を導入するために必要な施策を講ずる。

③将来の紛争に係る仲裁手続の利用

国は、解雇その他の労働契約の終了に関する紛争について、将来において生ずる紛争を対象とする仲裁合意に基づく公正な仲裁手続を利用できるようにするために必要な施策を講ずる。

④訴訟手続によらず紛争の解決を図る制度の一層の活用

国は、解雇その他の労働契約の終了に関する紛争について、都道府県労働局等によるあっせんへの参加の促進その他訴訟手続によらずに紛争の解決を図る制度が一層活用されるために必要な施策を講ずる。

⑤解雇の要件の在り方についての調査研究等

国は、解雇の要件の在り方について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。

法制上の措置等

政府は、法制上の措置等を講ずる。

介護規制の地方分権化法案

【地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案 〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。

→ 条例で、地域の事情に応じた基準を定めることができるようにする必要がある。

高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。

- ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準
- ② 施設及び事業に係る介護保険・障害者支援給付・児童福祉法上の給付の適用対象としての基準

現 行

国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。

新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。

「身を切る改革」による復興財源捻出法案

【大規模災害からの復興に関する法律の改正】

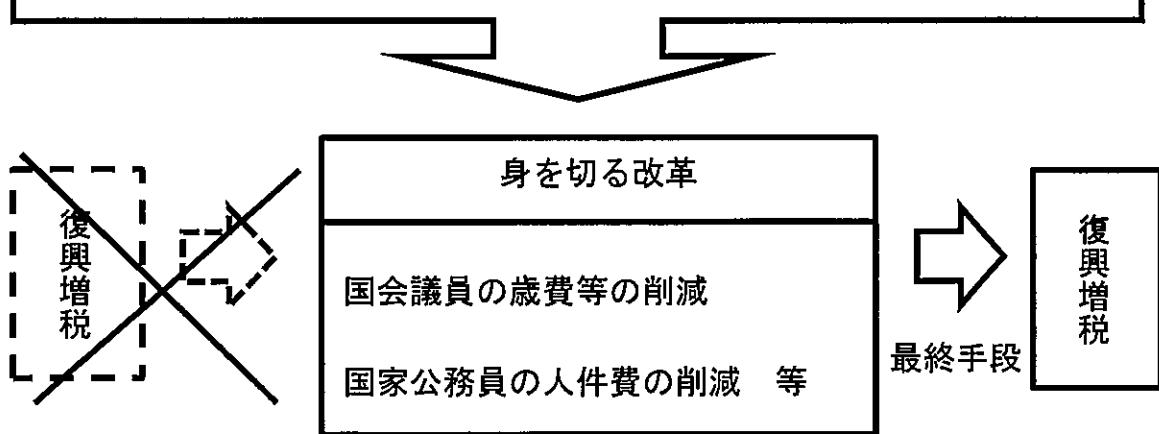
<立法の背景・趣旨>

東日本大震災の復興の財源の捻出については、いわゆる「身を切る改革」が十分に行われないままに、復興増税が行われている。

→ 大規模災害からの復興の財源の捻出については、まず可能な限り「身を切る改革」によるものとし、安易に復興増税を行わないものとする必要がある。

大規模災害からの復興のための国の財源については、国の資産、剩余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによてもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費等の削減、国家公務員の入件費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらないものとする旨を法律に明記する。

国の資産、剩余金及び積立金を最大限活用しても、なお不足



保育所設置基準の分権化と保育士資格の多様化を図る法案

【地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 〔新規立法〕】

【児童福祉法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

- ① 保育サービスに係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。
- ② 保育所に係る深刻な保育士の不足が、待機児童問題の大きな原因となっている。
→ 条例で、保育士不足に対応しつつ保育の体制の整備を図りながら、地域の事情に応じた基準を定めることができるようとする必要がある。

1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案

保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

- ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準
- ② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準

2 児童福祉法の一部を改正する法律案

都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポートー）の制度を設ける。

現 行

国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。

新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。
※参酌基準で、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

保育士以外の保育従事者については、定めがない。

保育サポートー制度を新設

保育所設置基準の分権化と保育士資格の多様化を図る法案

【地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案】

〔新規立法〕

【児童福祉法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

- ① 保育サービスに係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。
- ② 保育所に係る深刻な保育士の不足が、待機児童問題の大きな原因となっている。
→ 条例で、保育士不足に対応しつつ保育の体制の整備を図りながら、地域の事情に応じた基準を定めることができるようとする必要がある。

1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案

保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

- ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準
- ② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準

2 児童福祉法の一部を改正する法律案

都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポートー）の制度を設ける。

現 行

国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。

保育士以外の保育従事者については、定めがない。

新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。
※参酌基準で、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

保育サポートー制度を新設



国家公務員法改正案

＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、年功序列的な人事が事実上行われていること、人事評価において相対評価が徹底されていないことなどにより、国家公務員は過度の身分保障を受けている。

→ 大阪府職員条例などを参考に、次のような方向で改正を行う必要がある。

- ① 現行法にある年功序列入事を排除する趣旨の規定において、その趣旨をより明確化する。
- ② 人事評価において相対評価を徹底することを法律上明記する。

現 行

改 正 法

① 年功序列入事を排除する趣旨の規定がある



① 年功序列入事を排除する趣旨をより明確化する

② 人事評価の方法について、具体的な規定がない



② 人事評価において相対評価により行うことを法律上明記

幹部地方公務員政治任用法案

【地方自治法の改正】

<立法の背景・趣旨>

地方公共団体の長が選挙で約束した政策をより実現できるよう、地方公共団体の長主導の行政運営のためのトップマネジメント体制の構築を可能とする。

→ 地方公共団体の「部局長」について、特別職として政治任用を可能とする必要がある。

- ①地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることとするものとする。
- ②①の議会の同意を得て選任された地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等については、副知事及び副市町村長と同様に、任期を4年とし（任期中の解職も可能）、兼職等を禁止するものとする。

現 行

長の直近下位の内部組織の長

（部局長）等

：一般職

- ・能力の実証に基づく任用
- ・身分保障あり
- ・職務専念義務等

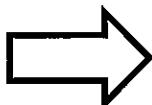
改 正 法

長の直近下位の内部組織の長

（部局長）等

：条例で定めたときは、議会の
同意を得て選任（特別職）

- ・政治任用
- ・任期4年で、任期中の解職も可能
- ・兼職等の禁止



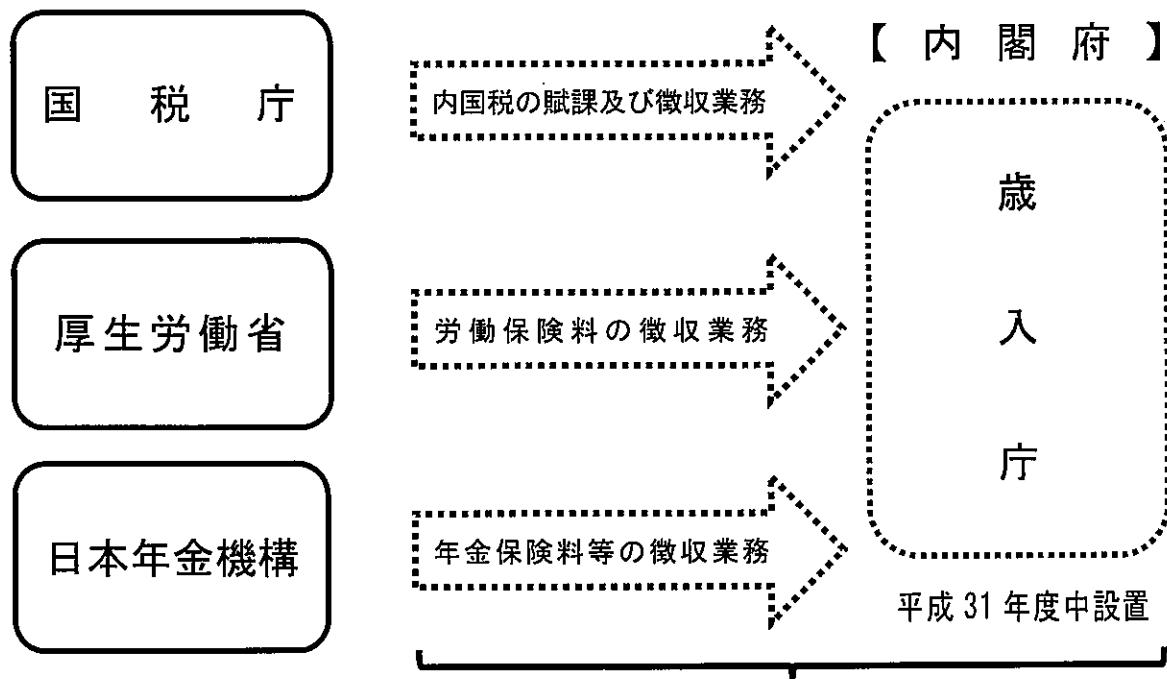
歳入庁設置による業務効率化等推進法案

【歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徵収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徵収等に関する業務がそれぞれ異なる主体により行われているところ、当該業務の効率化、これらの納付を行う者の利便性の向上及びこれらの納付の状況の改善が課題となっている。
→ 政府は、当該業務を一元的に行う歳入庁を設置し、当該業務の効率化の推進等を図る必要がある。

- ① 内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。
- ② 歳入庁は、平成31年度中に置かれるものとすること。
- ③ 内国税の賦課及び徵収、労働保険料の徵収、年金保険料等の徵収等に関する業務については、歳入庁において一元的に行うものとすること。



必要な法制上の措置を政府に義務付け

道州制導入等の統治機構抜本改革法案

【道州制への移行のための改革基本法案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

「我が国の国のかたち」（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統治の構造）を新たなものに転換することが喫緊の課題となっている。

→ 「道州制への移行のための改革」（地方自治の仕組みを道州と市町村との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革）を総合的に推進する必要がある。

第1 目的

道州制への移行のための改革について、基本理念及び基本方針、その実施の目標時期等を定めることにより、これを総合的に推進する。

第2 基本理念及び基本方針

(1) 道州の設置等、(2) 国の事務の道州への移譲等、(3) 国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4) 都道府県の廃止等、(5) 市町村の事務等を法律に規定。

第3 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

内閣に推進本部を置き、内閣府に道州制国民会議を置く。



道州制国民会議は、内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議。

⇒ 諒問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申。



政府は、2年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施。



道州制への移行のための改革による新たな体制への移行。

(この法律の施行後10年以内を目標)

消費税増税凍結法案

【消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率の引上げについては、景気の現状や身を切る改革等がなされていないことに鑑みると実施すべき時期ではなく、軽減税率制度についても、国民の間に不公平感が残る上、将来の税率の引上げにつながりかねないといった問題がある。

→ 政府は、消費税の税率の引上げを凍結するとともに、軽減税率制度を廃止する必要がある。

- ① 政府は、消費税の税率の10%への引上げの期日を「別に法律で定める日」とするために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。
- ② 消費税の税率の引上げに当たっては、歳出の削減を図るために必要な措置を講ずること。
- ③ ①の「別に法律で定める日」については、経済状況、歳出の削減の成果等を総合的に勘案して検討するものとし、その結果に基づいて定められるものとすること。
- ④ 政府は、消費税の軽減税率制度を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

現 行

- 1 引上げ期日
平成31年10月1日

- 2 軽減税率制度
1の期日に導入



消費税増税凍結法案

〔政府に次の措置を義務付け〕

- 1 引上げ期日
「別に法律で定める日」とするために必要な法制上の措置
- 2 軽減税率制度
廃止するために必要な法制上の措置



医療・介護・保育における法人制度改革法案

【医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

現行では、民間による医療の事業は主として医療法人が、介護・保育関係の事業は主として社会福祉法人がそれぞれ担っているが、社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっている。

→ この課題に対処するため、医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る制度の改革を行う必要がある。

I 国は、次の施策その他の医療、介護及び保育に係る事業を経営し、又は経営しようとする法人について社会経済情勢の変化に対応した適切な経営形態を選択することができるようにするための施策を講ずるものとする。

1 医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る次の事項に関する施策

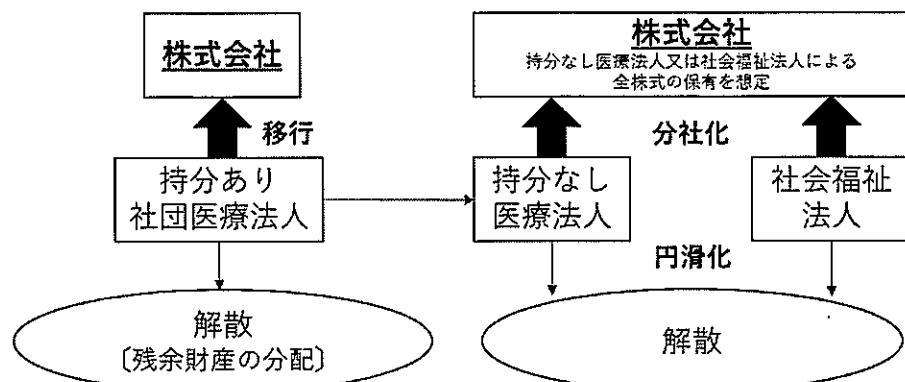
- ① 持分あり社団医療法人の株式会社化
- ② 持分なし医療法人・社会福祉法人の分社化
- ③ 持分なし医療法人・社会福祉法人の解散の円滑化

2 医療、介護及び保育に係る事業への株式会社の参入を阻害する障壁の除去に関する施策（法律上の直接の障壁については、医療法等の一部を改正する法律案により措置）

II 国は、医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る財政援助の制度、税制等の見直しその他の同種の医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人間における経営条件の公平性を確保するための施策を講ずるものとする。

→ I 及び II の施策に係る法制上の措置等は、施行後 3 年以内に講ぜられるものとする。（※施行期日：公布の日）

＜適切な経営形態の選択のための施策のイメージ＞



医療・介護における株式会社の参入に係る障壁除去法案

【医療法等の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

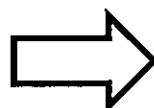
現行では、営利目的での病院等・介護老人保健施設・介護医療院の開設はできず、また、社会福祉法人以外の民間の者は養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを設置することができないこととされていることから、株式会社の参入ができない。
→ 会社等が病院の開設等をすることができるようとする必要がある。

会社等による病院・診療所・助産所・介護老人保健施設・介護医療院の開設及び養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置に関する法律上の障壁規定を削除する。(医療法・老人福祉法・介護保険法の改正)

現 行

【病院等・介護老人保健施設・介護医療院】

営利目的で開設しようとす
る者に対して、許可をしない
ことができる。

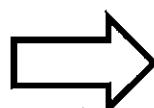


改 正 後

規定を削除

【養護老人ホーム・特別養護老人ホーム】

民間においては、社会福
祉法人以外の者は設置するこ
とができない。



民間においては、社会福
祉法人以外の者も、都道
府県知事の認可を受けて
設置することができる。

※施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

公的年金の積立方式移行法案

【世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する 法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

- ① 現行の公的年金制度においては、負担と受益に係る世代間の著しい格差が存在
- ② 世代間格差の是正は、公的年金制度を持続可能なものとする上で不可欠
→ 世代間格差を是正するための公的年金制度の改革を行う必要がある。

1 公的年金制度の改革の基本理念

- ① 被保険者が平均寿命に達した時点において、その負担と受益がおおむね均衡する仕組み
- ② 保険料等の負担に関する各世代の理解・国民の就労形態の多様化等への適応が必要 → 一元的で、かつ、簡素で透明性の高い仕組み

2 公的年金制度の改革の基本方針

◎賦課方式から積立方式への移行 → 2年以内を目途に措置

- ① 被保険者が支払った保険料及びその運用収入をその者に係る公的年金給付を行うための積立金とする。
- ② 世代別年金被保険者集団（一定の期間ごとにその期間内に出生した者で構成される公的年金制度の被保険者の集団）ごとに、支払われる保険料及びその運用収入の総額と公的年金給付の総額とを均衡させる。
- ③ 全ての国民が加入する単一の制度
- ④ 保険料は、被保険者の所得を基礎とする額に、就労形態等を問わず、世代別年金被保険者集団ごとに一律に定められる保険料率を乗じて得た額とする。
- ⑤ 保険料は、事業主に負担させない（旧制度の事業主負担分を賃金引き上げ）。
- ⑥ 積立金の運用は、安全で、かつ、物価の変動に対応できる複数の方法の中から被保険者が選択した方法により行う。
- ⑦ 低所得者については、給付付き税額控除の導入までの間に限り、保険料の減免の措置等を講ずる。

※施行期日：公布の日

災害復旧復興地方主導法案

【災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による 要請に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

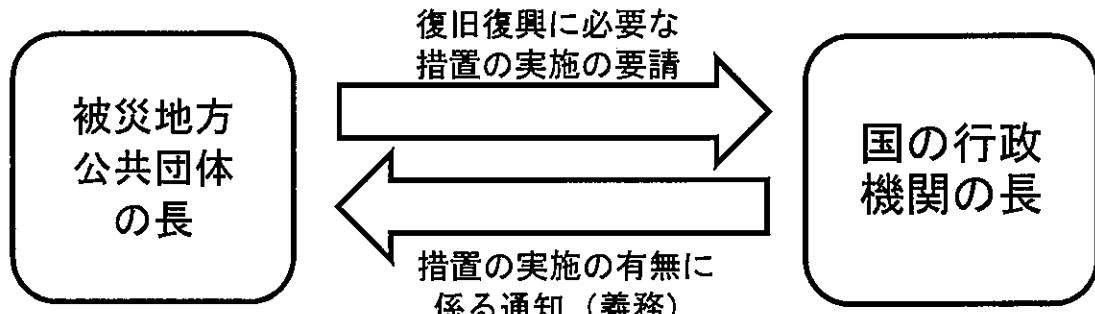
災害からの復旧復興においては、被災地方公共団体が最も現場の状況・ニーズを把握している。

→ 災害からの復旧復興については、被災地方公共団体のニーズをより反映させることができるようにするため、当該被災地方公共団体の長からの要請に基づき国又は都道府県に一定の対応を義務付ける仕組みが必要である。

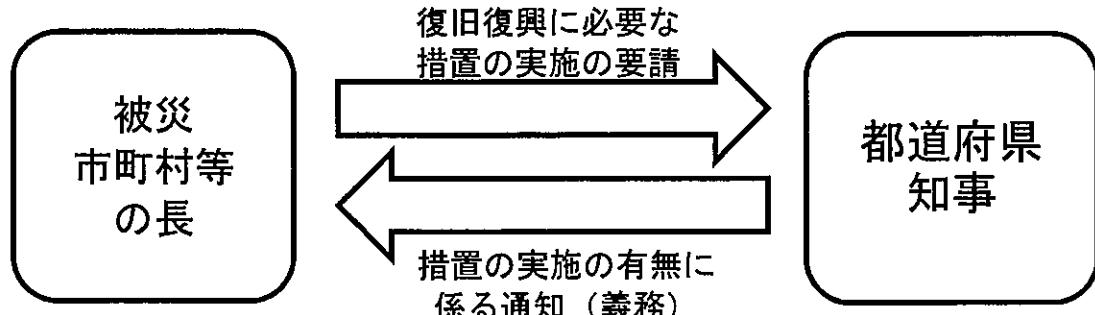
被災地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対して復旧復興に必要な措置の実施を要請することができることとし、当該国の行政機関の長又は都道府県知事は、下記の事項を、遅滞なく、当該被災地方公共団体の長に通知しなければならないこととする。

- ① 当該要請に基づき復旧復興に関し必要な措置を実施するときは、その旨
- ② 当該要請に係る措置を実施しないときは、その旨及びその理由

国の行政機関の長に対する要請



都道府県知事に対する要請



地方教育行政改革推進法案

【地方教育行政改革の推進に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっている。

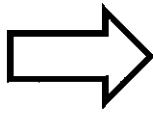
→ 教育行政について、地方の自由度を上げ、地方の判断で適切な体制を選択できるようにする必要がある。

次の項目について、検討・必要な法整備等を政府に義務付ける（3年の集中改革期間を設定）。

- (1) 教育行政における国・地方の役割分担
- (2) 教育委員会・指導主事の要否、校長の職務権限の強化等につき、地方公共団体の選択に委ねる制度

現 行

教育行政の組織・権限配分について、地方の自由度が低い。



改 革 内 容

次の点の制度改革を推進

- (1) 国・地方の役割分担
- (2) 次の点につき地方の選択制に
 - ① 教育委員会・指導主事の要否
 - ② 首長と教育委員会の権限配分、校長の職務権限の強化
 - ③ 公立学校の設置・管理の基準
 - ④ 校長・教職員の任用・人事評価・服務・処分
 - ⑤ 学校運営に係る協議機関の権限・構成員 など

安全保障上重要な土地取引の規制法案

【国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等 に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

防衛施設周辺や国境離島の土地等が、外国人等その地域と関係のない者に売却されるなどし、我が国の安全保障を脅かしかねない事態が生じている。
→ 国家安全保障上重要な土地等の取引等について規制を設ける必要がある。

その取引等が国家安全保障上支障となるおそれがある重要な土地等について、その取引等に対し必要最小限の規制を行うことにより、我が国の平和・安全を確保することとする。

- ①防衛施設、原子力施設など国家安全保障上重要な施設の敷地及び周辺区域
②国境離島の区域
のうち、次のような区域を内閣総理大臣が指定

第一種重要国土区域

土地取引等※が国家安全保障上重大な支障となるおそれがある区域

※取引等…土地の売買等の権利移転や開発行為

規制(3年以下懲役・300万円以下罰金(法人は1億円以下))

- ・取引等の事前届出を義務付け
→問題がある場合、変更・中止勧告、
変更・中止命令
- ・事前届出が困難な取引等(相続など)
については事後報告を義務付け

買取り

取引等の変更・中止命令を受けた者から國に対し、土地等の買取りの申出があつた場合、國による買取り

第二種重要国土区域

土地取引等が国家安全保障上支障となるおそれがあるため、取引等の状況を把握する必要がある区域

規制(6月以下懲役・100万円以下罰金)

- 取引等の事後報告を義務付け

収用・使用

- ・国家安全保障上特に重要であり、國が直接管理すべき場合は、収用・使用が可能
- ・収用・使用を認定した場合、収用・使用すべき土地等の所在等を告示・公告・縦覧

重要国土基礎調査

第一種・第二種重要国土区域内にある土地について、所有者、地番・地目、利用実態等に関する調査及び境界・地積の測量を実施

重要な水源を守るための規制等についての検討

政府は、施行後3年以内に、重要な水源を守るための土地の取引、利用等に関する規制等について検討・その結果に基づき必要な措置

水源の保全等に係る森林の土地取引の規制法案

【森林法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

外国人や外国資本による森林の買収が各地で進められており、国民生活に必要な水源の保全その他の多面的な機能を持つ森林が大きな脅威に晒されかねない事態が生じている。現行の森林法には、新たに森林の土地所有者となった者の市町村への事後届出制度等が設けられている（平成23年度森林法改正で新設）。一方、地方公共団体においては、現在18の道府県で、特定の森林等の土地利用について事前届出の義務を課す条例が制定されている。

- 多面的な機能を持つ森林の保全の重要性に鑑み、法律上、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の取引について、事前の届出を義務付ける等の必要がある。

保安林等の土地の所有権の移転の届出

- 1 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする場合には、当事者は、当該所有権の移転に係る契約を締結する日の農林水産省令で定める日数前までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。
※ 所有权の取得を目的とする権利を行使しようとする場合も、同様とする。
- 2 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の所有権の変動があった場合には、当事者は、農林水産省令で定める日までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。
- 3 1又は2に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処すること。

検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の森林法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

国境警備法案

【領域等の警備に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

政府は、平成27年5月の閣議決定において、武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン事態）が発生した場合に、自衛隊が迅速に出動できるよう電話等により閣議決定を行うこととしたが、警察機関による対応と自衛隊による対応を「切れ目なく」するためには、このような運用の変更では不十分である。

→ 警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるよう新法を制定する必要がある。

警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、国民の安全を確保することとする。

【基本原則】①領域等（領海・離島等）の警備は警察機関による対処を原則とし、②警察機関、自衛隊その他の関係行政機関の連携を強化し、③事態の緊迫を回避し、④国際法を遵守すること

領域警備基本方針の策定※領域警備区域の指定基準等につき国会承認



領域警備区域

領域警備区域の指定※閣議決定

治安出動・海上警備行動等の下令の迅速化
(個別の閣議決定不要)



領域警備区域内外を問わず実施

- ・海上警備準備行動※国土交通大臣の要請が必要
- ・警戒監視の措置
- ・海上保安庁への通報制度

その他

- ・自衛隊・警察機関・関係行政機関の連携強化
→領域警備事態連絡調整会議をNSCに設置
- ・海上連絡メカニズム構築 等

原発再稼働責任法案②

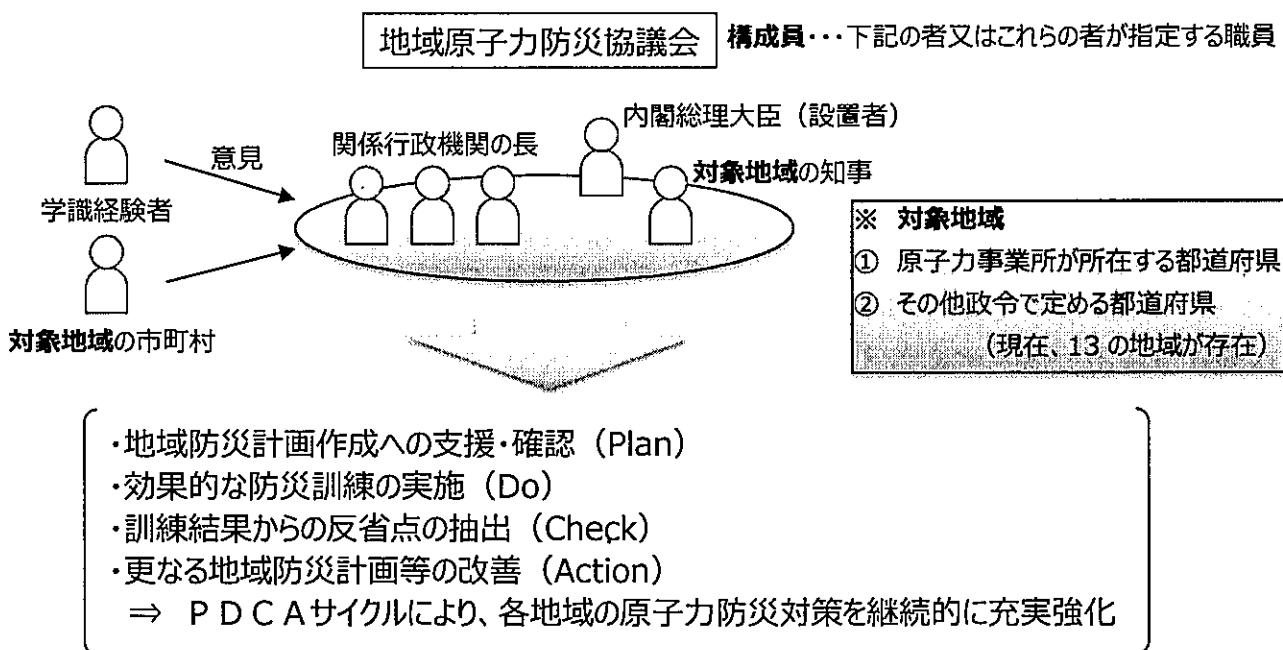
【原子力災害対策特別措置法の改正】

背景

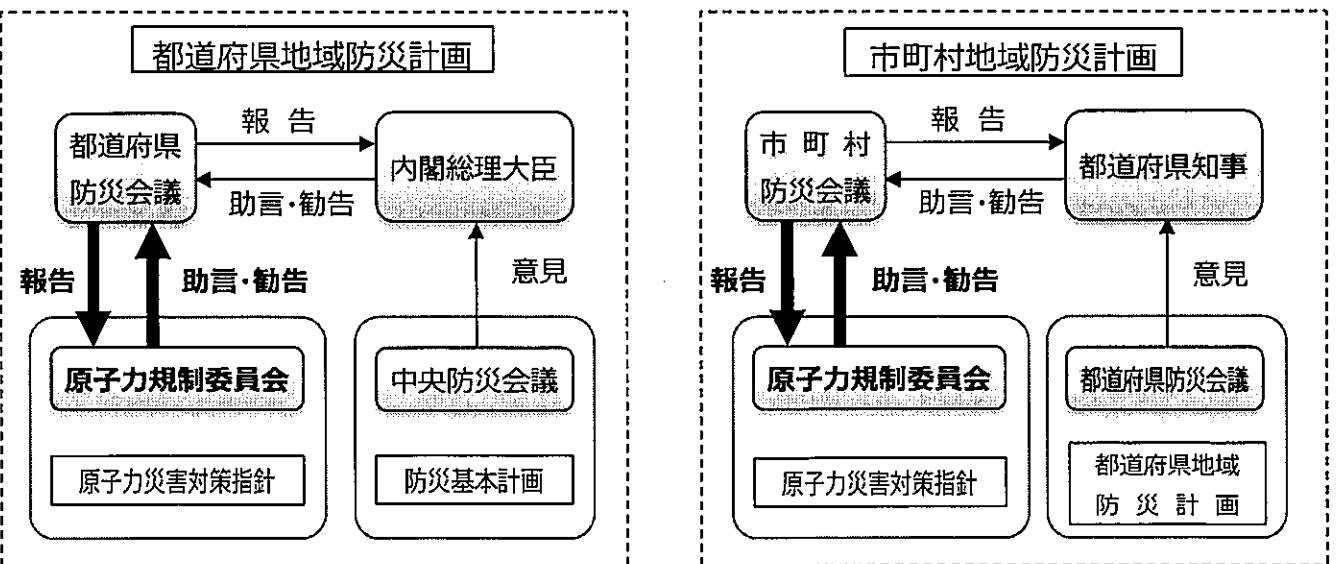
- 原子力発電所の所在する地域ごとに設置されている地域原子力防災協議会は、原子力災害に関する地域防災計画（避難計画を含む。以下「地域防災計画」という。）の作成支援という重要な役割を担っているが、その組織については、防災基本計画に記載があるのみであり、法律上の位置付けが不明確である。
- 地域防災計画の作成については、原子力災害の特殊性も踏まえ、原子力の専門家である原子力規制委員会の関与が必要である。

概要

1 地域原子力防災協議会の法定化



2 地域防災計画の作成に当たっての原子力規制委員会の関与 ※太字部分を追加



産業廃棄物処理施設の設置許可に対する

近隣都道府県知事の関与法案

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

産業廃棄物処理施設は、その設置場所等によっては、大気や地下水を汚染し、当該都道府県の区域以外の広い地域の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合もある。しかし、現行の制度では、産業廃棄物処理施設の設置における設置予定地を管轄する都道府県知事の許可においては、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長の意見聴取が義務付けられているのみであり、近隣都道府県知事の意向が十分に反映される仕組みにはなっていない。

→ 産業廃棄物処理施設の設置手続において、一定の場合に近隣都道府県知事が関与できるようにする必要がある。

産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合に該当すると認められるときにおいて、設置の許可をしようとする場合は、あらかじめ、当該他の都道府県の知事に協議しなければならないこと。

政務活動費使途公開法案

【地方自治法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

各地で政務活動費の不正使用に関する事例が生じている。

→ 収支報告書のインターネット等による公表及び収支報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保する必要がある。

- ①議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- ②政務活動費を交付することとする場合においては、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。

現 行

- ・政務活動費の使途の透明性の確保については努力規定のみ
- ・政務活動費に係る収支報告書に関する協議の場について規定なし

改 正 法

- ・議長は、政務活動費に係る収支報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする
- ・提出された政務活動費に係る収支報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする

管理職・秘書の深夜割増廃止法案

【労働基準法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

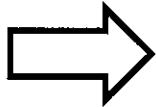
現行の労働基準法では、管理職及び秘書について、労働時間等の規定は適用除外とされているにもかかわらず、深夜の割増賃金の規定は適用されている。
→ 管理職及び秘書の職務と責任に鑑み、これらの者について深夜の割増賃金の規定も適用除外とする必要がある。

監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者について、深夜の割増賃金の規定（※）を適用しないこととする。

現 行

管理職及び秘書

| | |
|----------|-----------|
| 労働基準法の規定 | 適用 |
| 労働時間 | なし |
| 休憩 | なし |
| 休日 | なし |
| 深夜の割増賃金 | <u>あり</u> |



改 正 法

管理職及び秘書

| | |
|----------|-----------|
| 労働基準法の規定 | 適用 |
| 労働時間 | なし |
| 休憩 | なし |
| 休日 | なし |
| 深夜の割増賃金 | <u>なし</u> |

※労働者に深夜労働（原則として午後 10 時から午前 5 時まで）をさせた場合は、使用者は2割5分以上の割増賃金を支払わなければならないとする規定

選挙に関する人気投票公表解禁法案

【公職選挙法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

公職の選挙に関し、人気投票の経過・結果の公表が禁止されている。

→ 現在では必要性の乏しい規制となっており、人気投票の経過・結果の公表の禁止に関する規定を削る必要がある。

人気投票の経過・結果の公表を解禁するものとする。

現 行

人気投票の経過・結果の公表：禁止

改 正 法

解禁

選挙運動用ポスターデジタル化法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

情報化社会が進展している。

→ 情報通信技術を利用することにより、選挙運動用ポスターの記載情報が公衆の見やすい場所に設置される通信端末機器の映像面等に表示されるようになると、ポスター掲示場等における選挙運動用ポスターの掲示に代えるために講ぜられるべき措置について検討する必要がある。

- 1 政府は、選挙運動の効率化等を図るため、情報通信技術を利用することにより、選挙運動用ポスターの記載情報が公衆の見やすい場所に設置される通信端末機器の映像面等に表示されるようになると、ポスター掲示場等における選挙運動用ポスターの掲示に代えることとするかどうかの判断に資するよう、このために講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後1年以内に、費用に対する効果の程度の観点を踏まえつつ検討を加え、その結果を公表しなければならないものとする。
- 2 1の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるときは、所要の法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。

現 行

ポスター：

紙のポスターをポスター掲示場等に
掲示

検討の対象

ポスター：

ICTを利用した通信端
末機器への情報提供に
ついて検討

労働基準監督署等の業務民間委託・職員配置適正化法案

【労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景＞

労働関係法令の遵守を確保するため、労働基準監督行政の役割が一層重要となっている。
→ 労働基準監督行政の機能強化のために、労働基準監督署等の効率的な業務運営を確保する必要がある。

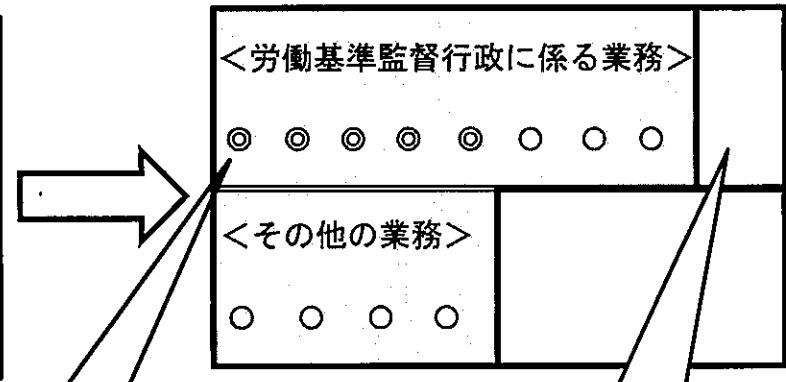
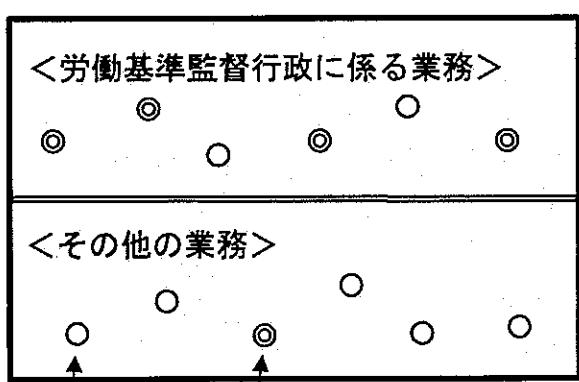
- ①地方労働基準部局の業務のうち公権力の行使に当たるもの以外のものを原則として民間事業者に委託して実施するため、必要な措置を講ずる。
- ②地方労働基準部局の職員を労働基準監督行政に重点配置するとともに、労働基準監督官が臨検・強制捜査等の業務に専ら従事するよう、職員の適正配置について必要な措置を講ずる。

現 行

法案施行後

地方労働基準部局の業務

地方労働基準部局の業務



労働基準監督官

労働基準監督官以外の職員

職員を監督行政に重点配置・労働基準監督官を臨検等の業務に集中配置

公権力の行使に当たる業務以外の業務は、原則、民間に委託

限られた人員の下で労働基準監督行政の機能を最大限に發揮

個人情報保護法改正案

＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する事項について、地方公共団体ごとにはらつきがある。

→ 地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項について、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図るための措置を講ずる必要がある。

地方公共団体は、地方公共団体等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要な措置を講ずるため条例を定めるに当たっては、個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として定めるものとする。

現 行

地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する事項について、地方公共団体ごとにはらつきがある。

改 正 法

全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められる事項について、政令で、その標準を定める。

高等学校、大学等における期日前投票促進法案

【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、高等学校、大学等における期日前投票所が設けられる例が増えてきたが、当該高等学校、大学等が所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等は投票できないことが一般的である。また、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所もなお少数にとどまっている。

→ 当該期日前投票所において当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等ができる限り投票できるようにするための措置等について検討する必要がある。

政府は、公職の選挙に関し、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

現 行

- ・高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において、その所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等は投票できないことが一般的
- ・高等学校、大学等に設けられる期日前投票所がなお少数にとどまっている

検討の対象

左記の期日前投票所において左記の選挙人等ができる限り投票を行うことができるようするための措置を含め、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について検討する

文教・科学振興費の財源のための 国債発行を可能にする法案

【財政法の改正】

<立法の背景・趣旨>

文教・科学振興分野の施策の充実強化を図るため、厳しい財政事情の下でも必要な財源を確保すべき。

→ 文教・科学振興分野の施策に予算を投じることを「未来への投資」と捉え、社会資本整備の場合と同様の方法で財源を確保することを可能にする必要がある。

文教・科学振興費の財源については、特別の法律によることなく、国会の議決を経た金額の範囲内で、国債を発行することができるようとする。

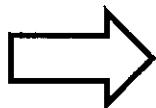
※ 文教・科学振興費の財源に充てるために発行した国債については、国家公務員の人事費の削減等の徹底した歳出の削減のための措置等を通じてその償還財源の確保を図り、その速やかな償還に努めることを政府に義務付け

現 行

財政法上、公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てる場合に限って国債の発行が可能

改 正 後

財政法上、文教・科学振興費の財源に充てる場合にも国債の発行が可能



健康保険の診療報酬決定方式改善法案

【健康保険法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の診療報酬の決定方式は、医療の需給に係る状況等を適切に反映することができるものとなっていない。
→ 診療報酬の改定が、①医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び隨時、行われるようにする必要がある。

厚生労働大臣は、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には隨時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとする。

この改正により、後期高齢者医療制度以外の公的医療保険制度に係る療養の給付に要する費用の額の算定についても、同様に措置されるようになる。

※施行期日：公布の日

後期高齢者医療制度の診療報酬決定方式改善法案

【高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の診療報酬の決定方式は、医療の需給に係る状況等を適切に反映することができるものとなっていない。
→ 診療報酬の改定が、①医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び隨時、行われるようにする必要がある。

厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には隨時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとする。

※施行期日：公布の日

民泊に関する規制改革法案

【国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

現行では、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（「特区民泊」）に該当している旨の都道府県知事等の認定を受け、旅館業法の適用が除外されるための要件の一つとして、滞在期間が一定期間以上であることが求められている。

→ 宿泊日数の下限の制限をなくす必要がある。

国家戦略特別区域法における「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の要件のうち、「一定期間以上」を削除する。

現 行

施設を「一定期間以上」使用させる

※ 国家戦略特別区域法施行令により、施設を使用させる期間が3日から10日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県の条例で定める期間以上であることとされている。

改正後

「一定期間以上」を削除

※施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日

保育士給与官民格差是正法案

【保育士給与の官民格差の是正に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

保育士の給与水準について、公立保育所の保育士と民間保育所の保育士との間に格差が存在

→ 保育士給与の官民格差の是正を図るため、その格差の程度の把握、施設型給付費の見直し等について定める必要

1 保育所の保育士の給与の水準の把握

- ① 公立保育所の設置者は、公立保育所の保育士の給与の水準に關し必要な事項を厚生労働大臣に報告するとともに、公表するものとする。
- ② 国は、民間保育所の保育士の給与の水準を把握するための措置を講ずるものとする。

2 民間保育所の保育士の給与の水準の引上げ等

- ① 国は、民間保育所の保育士の給与水準の引上げを図るため、子ども・子育て支援法上の施設型給付費の算定に係る基準の見直しその他の措置を講ずるものとする。
- ② 公立保育所の設置者は、その設置する公立保育所の保育士の給与が眞にその職務と責任に応じたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。

※施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日

特定土砂等管理（トレーサビリティ）法案

【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

不適切に積み上げられた建設残土が崩壊する事故が度々発生しているところ、リニア建設等の大規模工事が着工され、また予定されるなか、大規模工事から発生する土砂等の使途・行方が不透明であることが、建設残土の不適切な管理の温床となっている。

→ 大規模工事から発生した土砂等の管理に関する制度（トレーサビリティの制度）を設ける必要がある。

建設残土の不適切な管理による災害の防止・生活環境の保全に資するため、大規模工事から発生した土砂等の管理に関する制度（管理票の交付・送付及び最終管理票の送付による当該土砂等の行方を追跡・把握することを可能にする制度）を創設し、当該土砂等が最終的に処分されるまでの間、大規模工事の発注者が当該土砂等の状況を把握することができるようとする。

大規模工事に係る土砂等の管理に関する制度のイメージ

- ①発注者・・・・・・・土砂等の引渡しに際し、管理票を交付
- ②運搬者等・・・・・・・土砂等の引渡しに際し、管理票を交付
その写しを発注者に送付
- ③埋立て等を行った者・・発注者に最終管理票を送付



※大規模工事・・発生する土砂等の見込量が500万m³を限度として当該土砂等の管理の必要性を勘案して政令で定める体積を超える工事

土地の掘削等・土砂等の堆積規制法案

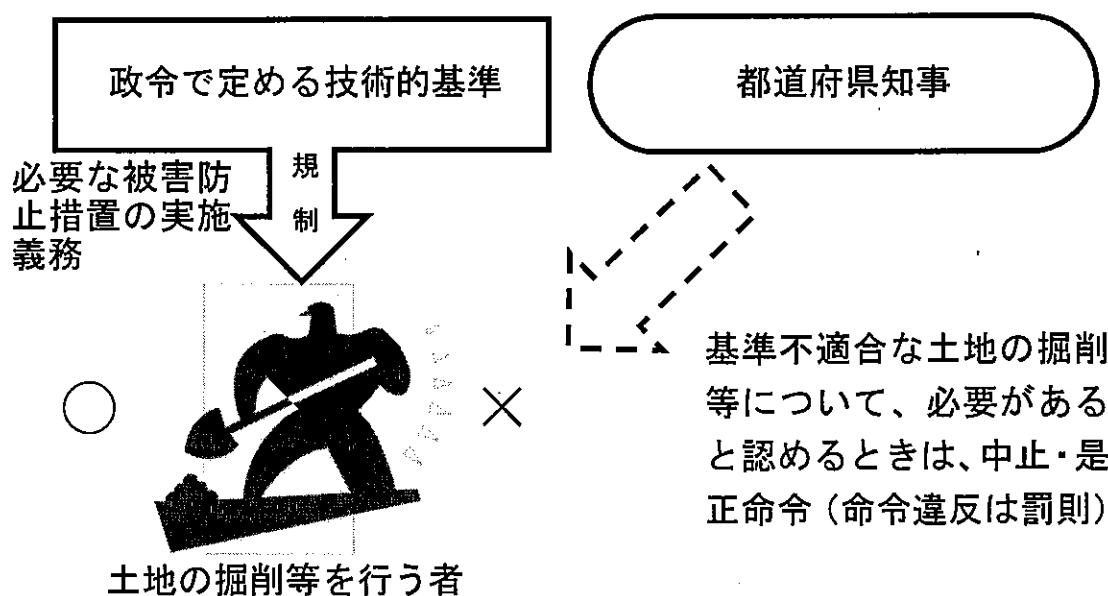
【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

宅地造成工事以外の土地の掘削等について急傾斜地の崩壊等の災害防止に関する一般的規制がなく、また、不適切に積み上げられた建設残土が崩壊する事故が度々発生している。

→ 土地の掘削等（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更行為及び土砂等の堆積行為）に関する規制を設ける必要がある。

- 1 土地の掘削等を行う者は、政令で定める技術的基準に従い、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を発生原因として生ずる被害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 都道府県知事は、1の規定に違反して土地の掘削等が行われた場合において、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を防止するために必要があると認めるときは、当該土地の掘削等を行った者に対し、当該土地の掘削等の中止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 2の命令の違反に対し罰則を科する。



注) 条例による上乗せ規制を妨げない。

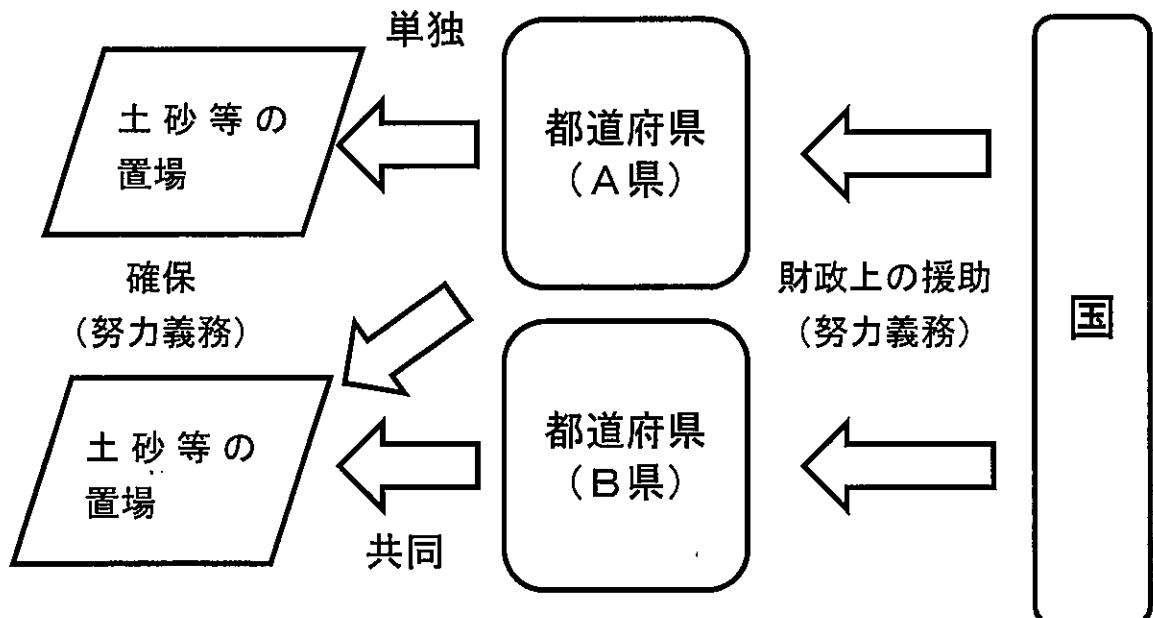
土砂等置場確保法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

我が国における自然災害の発生状況、大規模な工事の実施状況に鑑み、大量に発生する土砂等の適切な管理に資する土砂等の置場が不足している状況
→ 自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定める必要がある。

- 1 都道府県は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、単独で又は共同して、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等（土、砂利、碎石等）の置場を確保するよう努めるものとする。
- 2 国は、1の施策を実施する都道府県に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。



生活保護法の改正案

【生活保護法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費等をしてしまうおそれがある。

→ 現行の生活保護法には、生活保護受給者に対して、支出の節約などを求める努力義務の規定があるが、生活保護受給者がぱちんこ屋の客となってはならないこと等を明確にすべきである。

1 被保護者は、ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業（金銭給付に係る金銭を用いてその客となることが著しく不適切ではないものとして厚生労働省令で定める営業を除く。）の客となってはならないこととする。

2 被保護者は、勝馬投票券購入禁止規定等(※)を遵守することを規定する。

※「勝馬投票券購入禁止規定等」：

- ① 競馬法上の勝馬投票券・自転車競技法上の車券・小型自動車競走法上の勝車投票券・モーターボート競走法上の舟券の購入禁止に関する規定
- ② 当せん金付証票法上の当せん金付証票・スポーツ振興投票の実施等に関する法律上のスポーツ振興投票券の購入禁止に関する規定

被保護者は、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。（生活保護法第 60 条第 1 項） **十 【新設】**

- 1 ぱちんこ屋等の客となることの禁止（第 60 条第 1 項・第 2 項）
- 2 勝馬投票券購入禁止規定等の遵守（第 60 条第 1 項・第 3 項）

保護の実施機関は、これに違反した場合は指導・指示ができ、被保護者が当該指導・指示に従わない場合は保護の停止等ができる。

※施行期日：公布の日から起算して 3 月を経過した日

当せん金付証票法の改正案

【当せん金付証票法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が当せん金付証票を購入する行為について、当せん金付証票法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

競馬法の改正案

【競馬法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が勝馬投票券を購入する行為について、競馬法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

自転車競技法の改正案

【自転車競技法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が車券を購入する行為について、自転車競技法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

小型自動車競走法の改正案

【小型自動車競走法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が勝車投票券を購入する行為について、小型自動車競走法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、勝車投票券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

モーターボート競走法の改正案

【モーターボート競走法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が舟券を購入する行為について、モーターボート競走法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、舟券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

スポーツ振興投票実施法の改正案

【スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者がスポーツ振興投票券を購入する行為について、スポーツ振興投票実施法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日

危険有害マンションの建替え促進法案

【マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

マンションの老朽化が進んでいるにもかかわらず、建替え要件が厳格であるため、マンションの建替えが進んでいない状況にある。

→ 老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等を促進するための措置を講ずる必要がある。

政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

現 行

建物の区分所有等に関する法律により、マンションの建替え決議の要件は、区分所有者及び議決権の各5分の4以上とされている。

改 正 後

次の検討の規定を置く

政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

所要の措置が講じられることにより、老朽化したマンションの建替え等が促進される。

離婚後の養育費支払確保法案

【母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

離婚後、児童を監護しない親が養育費の支払を怠っているケースが多い。児童を監護する親がこれを取り立てるのは大きな負担である。
→ 児童を監護する親に対して養育費が確実に支払われるよう、行政が関与する必要がある。

- ① 国及び地方公共団体は、児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとすること。
- ② 政府は、親の離婚後における児童が心身ともに健やかに育成されるよう、この法律の施行後1年以内に、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき当該児童の養育に必要な費用を支払わない場合にこれを徴収する制度その他の親の離婚後における児童についての扶養義務の履行の確保のための制度の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

現 行

国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

改 正 法

国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとする。

養育費の徴収制度など養育費の確実な支払を担保する制度がない。

政府は、施行後1年以内に、養育費の徴収制度などの導入について検討し、法制上の措置を講ずるものとする。

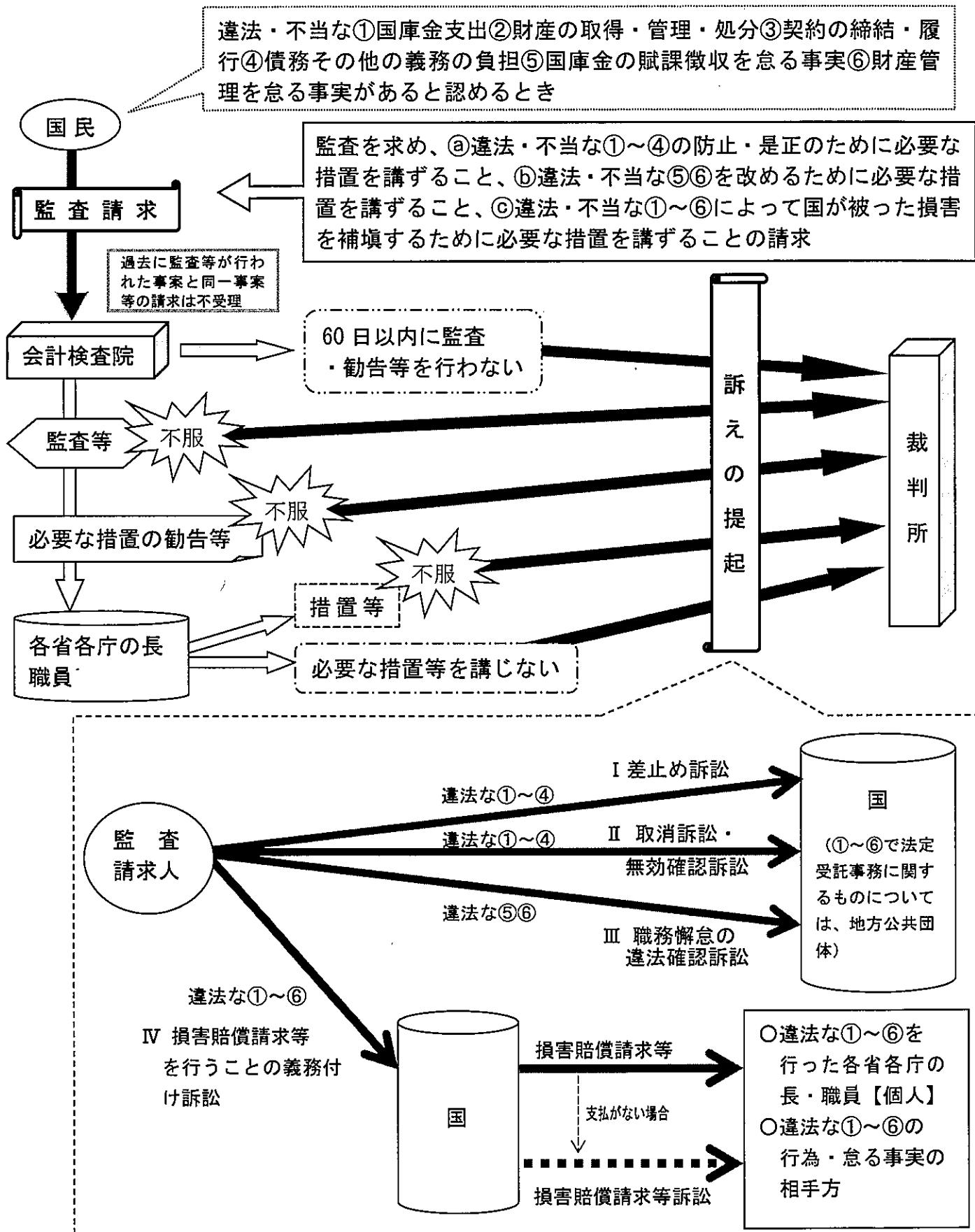
法制上の措置が講じられることにより、児童を監護する親に対して養育費が確実に支払われるようになる。

国民監査請求・国民訴訟法案

【違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

地方公共団体については、その財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的として住民監査請求・住民訴訟制度が設けられているのに対し、国については設けられていない。
→ 国についても住民監査請求・住民訴訟制度類似の制度を設ける必要がある。



防衛省職員給与法改正案

【防衛省の職員の給与等に関する法律の改正①・②】

＜立法の背景・趣旨＞

防衛省の職員の給与等については、防衛出動手当の額を定める政令が未制定であるほか、現在の自衛官の給与体系は自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではないという問題がある。

→ このような現状を改める必要がある。

- ① 政府は、この法律の施行後 6 月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、防衛出動手当（防衛出動基本手当・防衛出動特別勤務手当）の額を定める政令を制定するものとすること。
- ② 政府は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

現 行

改 正 法

平成 15 年に防衛出動手当が導入されたが、今まで、その額を定める政令が未制定である。



改正法①

政府は、この法律の施行後 6 月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、防衛出動手当の額を定める政令を制定するものとする。

現在の自衛官の給与体系は、自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではない。



改正法②

政府は、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討・その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

防衛省職員給与法改正案

【防衛省の職員の給与等に関する法律の改正①・②】

＜立法の背景・趣旨＞

防衛省の職員の給与等については、防衛出動手当の額を定める政令が未制定であるほか、現在の自衛官の給与体系は自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではないという問題がある。

→ このような現状を改める必要がある。

- ① 政府は、この法律の施行後 6 月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、防衛出動手当（防衛出動基本手当・防衛出動特別勤務手当）の額を定める政令を制定するものとすること。
- ② 政府は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

現 行

平成 15 年に防衛出動手当が導入されたが、今まで、その額を定める政令が未制定である。

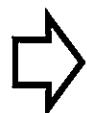


改 正 法

改正法①

政府は、この法律の施行後 6 月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、防衛出動手当の額を定める政令を制定するものとする。

現在の自衛官の給与体系は、自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではない。



改正法②

政府は、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討・その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

海外通信・放送・郵便事業支援機構法改正案

＜立法の背景・趣旨＞

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限並びに同機構が行う債務保証の対象となる貸付金の償還期限が平成48年3月31日までとなっている。

→ 官民ファンドである上記の機構の業務をできる限り早く終了させるため、上記の期限を平成32年3月31日までに短縮する必要がある。

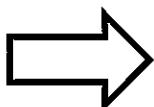
- 1 機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成32年3月31日までとする。
- 2 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限を、平成32年3月31日まででなければならないこととする。

現 行

- ・保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）
：平成48年3月31日まで
- ・債務保証の対象となる貸付金の償還期限
：平成48年3月31日まで

改 正 法

- ・保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）
：平成32年3月31日まで
- ・債務保証の対象となる貸付金の償還期限
：平成32年3月31日まで

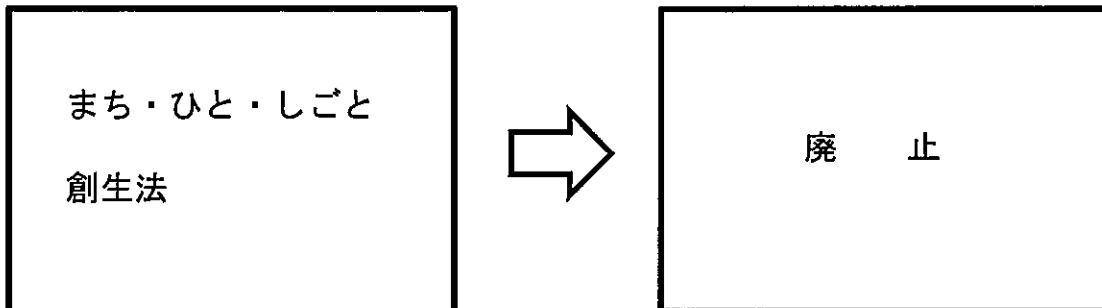


まち・ひと・しごと創生法廃止法案

<立法の背景・趣旨>

まち・ひと・しごと創生法は、内容が乏しく、また、地方分権・地方の自立の観点が欠けている。道州制導入等の抜本的な改革を行うことが必要。
→ まち・ひと・しごと創生法を廃止する必要がある。

まち・ひと・しごと創生法を廃止する。



徹底的な規制改革の推進に関する法律案

【社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案（新規立法）】

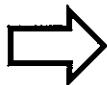
＜立法の背景・趣旨＞

徹底した規制改革こそが我が国経済の成長の促進に資する。

→ 社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置について定める必要がある。

- ① 政府は、我が国経済の成長の促進に資するため、施行後3年以内に、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、①の見直しを行うに当たっては、規制は原則として撤廃するものとする。
- ③ ②にかかわらず、①の見直しの結果、規制を撤廃しないこととする場合には、政府は、その理由を国会に報告するものとする。

社会経済活動に関する
あらゆる分野における
規制



撤廃・緩和のための
措置
↓
原則として撤廃。
撤廃しないこととする
規制については、その
理由を国会に報告。

PFI法改正案

＜立法の背景・趣旨＞

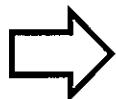
株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）が平成40年3月31日までとなっている。
→ 官民ファンドである上記の機構の業務をできる限り早く終了させるため、上記の処分の期限を平成32年3月31日までに短縮する必要がある。

機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行いうよう努めなければならない期限を、平成32年3月31日までとする。

現 行

改 正 法

保有する株式等及び債権の
譲渡その他の処分の期限
(努力義務)
: 平成40年3月31日まで



保有する株式等及び債権の
譲渡その他の処分の期限
(努力義務)
: 平成32年3月31日まで

都市計画法改正案

【都市計画法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

都市計画が決定された後都市計画事業が施行されることなく長期間が経過している場合がある。

→ 政府は、都市計画等の定期的見直しの措置を講ずるとともに、都市計画に係る住民の意見を反映させるために必要な措置、都市計画に係る不服申立て及び訴訟の制度の在り方並びに建築物の建築の制限を受ける者の当該制限により生ずる経済上の不利益に対応するための措置の必要性の有無について検討する必要がある。

1 都市計画等の見直しに関する措置

政府は、都市計画を社会経済情勢の変化に対応したものとするため、都市計画区域及び準都市計画区域並びに都市計画の見直しが定期的に行われるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

2 検討

- ① 政府は、都市計画が決定された後においても当該都市計画に係る住民の意見を反映させるために必要な措置について検討を加えるとともに、国民の権利利益の救済の範囲を拡大する観点から、都市計画に係る不服申立て及び訴訟の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。
- ② 政府は、都市計画が決定された後都市計画事業が施行されなく長期間が経過する場合が生じていることに鑑み、都市計画法第53条の規定による都市計画施設の区域等内における建築物の建築の制限を受ける者の当該制限により生ずる経済上の不利益に対応するための措置の必要性の有無について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

※施行期日：公布の日